

令和5年第1回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年1月11日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第1回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年1月11日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和5年第1回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 10 番 石塚 健一
- 11 番 森 恒仁
- 12 番 有馬 和夫
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 18 番 杉江 保彦
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹、
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 24 番 小森 正人
- 25 番 井狩 憲一
- 26 番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 2 番 小森 貴夫、3 番 坂口 茂、9 番 東郷 恵子、13 番 安田 健一、
- 17 番 前田 美幸枝

会議に参与したる職員

- | | | |
|-------|--------|-------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 川尻 康治 |
| | 主 幹 | 竹中 宏 |
| | 主 任 | 保智 翔太 |
| | 会計年度職員 | 新庄 敏雅 |
| 農林水産課 | 主 任 | 中川 大貴 |

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。

総会に入ります前に、本日は総会終了後、昨年10月に市長宛てに提出しました令和5年度農業施策等に関する意見書、この回答につきましての農政懇談会を行いますので、総会議事が短時間でスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は21名であります。

欠席は、2番小森貴夫委員、3番坂口委員、9番東郷委員、13番安田委員、17番前田委員の5名です。

よって、議員総数26名中、21名の出席をいただいております、本日の総会は成立いたします。

ただいまから、令和5年第1回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第11番 森委員、第12番 有馬委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第1号から議第4号を上程します。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による申請についてをご説明いたします。

案件は2件です。

1件目。

市三宅●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積1,712㎡、他6筆、面積合計4,210㎡について、譲渡人●●●●氏及び●●●●氏から譲受人●●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。

本申請につきましては、譲渡人には共に保佐人、成年後見人が設定されており、今

後耕作する見込みがないために地元で耕作をされている●●●●氏へ相談され、●●●●氏これに応じ、申請があったものです。

譲受人の●●●●氏は、農地所有適格化法人である●●●●代表取締役として農業に従事されています。

今回の申請におきましては、法人としてではなく、●●●●氏個人として農地を取得するために申請があったものです。

個人での取得にあたり、営農計画書を提出いただき、申請地の利用計画について確認を行っております。

位置図は議案書7ページ、8ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目においても問題ないと考えております。

2件目です。

比留田●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積3,059㎡、他3筆、面積合計8,342㎡について、譲渡人●●●●氏から譲受人●●●●へ、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。

本申請につきましては、譲渡人●●●●氏が相続により農地を取得されましたが、自身は農業の経験がなく、今後も耕作をする見込みがないことから、貸借契約で耕作をされていた方へ売買の相談をされましたが、合意には至りませんでした。そこで近隣を耕作されている●●●●へ相談され、譲受人がこれに応じ、申請があったものです。貸借契約で耕作をされていた方も、●●●●が農地を取得し、耕作されることに同意されており、貸借契約の解約届を提出されております。

譲受人の●●●●は、野洲市の認定農業者である●●●●氏が令和4年に設立された法人です。今後は順次、法人へ農地等の権利を移管されることを考えておられることから、法人としての経営拡大が見込まれるものです。

位置図は議案書9ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

譲受人の●●●●に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件についても、いずれの項目においても問題ないと考えております。

以上で、説明とさせていただきます。

議長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。
1件目につきましては、岩井委員、お願いします。

委員 19番岩井でございます。

事務局からの説明どおり、●●●●氏につきましては、以前より耕作されておらず、今後も出来ないということで、●●●●氏に相談され、その結果、●●●●氏が引き受けることとなり、本日の申請となりましたので、協議をよろしくお願いいたします

議 長 続きまして、2件目につきまして、第21番、青木委員をお願いします。

委 員 21番、青木でございます。

事務局の説明どおり、譲渡人の●●●●氏は、相続により農地を取得されましたが、会社員の経験のみで、農業の経験が無く、市内に居住して耕作する予定がないことから、売却したいとの意向がありました。

譲受人は、農地の集約化、利便性の良い農地を求められております。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。ご質疑がございませんか。

14番市木委員。

委 員 2件目で、●●●●が令和4年に法人化されましたが、面積が65.8aある。これまでも●●●●としてありましたが、それはどのようなのか。

事務局 令和4年に●●●●として設立されており、65・8aにつきましては、先月の総会で●●●●として利用権設定の申請があった面積です。●●●●として、先月の総会で5反要件を満たすための農地を取得され、今回の申請となったものです。以前から営まれておりましたが、正式に法人化されたのが令和4年です。

議 長 他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議第1号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第1号について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第1号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第2号 農地法第4条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の3ページをご覧ください。

議第2号 農地法第4条第1項の規定による申請についてをご説明いたします。
案件は1件です。

喜合●●●●番、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 350 m²について、住宅敷地として転用申請があったものです。

転用理由につきましては、申請地は以前から住宅が建設されており、長年宅地として利用されておりました。

今回、申請地に建設されていた住宅を解体する際に、登記が農地のままになっていたことが判明しました。そのことから現状の利用状況に合わせるために転用申請があったものです。申請に際しまして、顛末書が提出されております。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第4条調査結果は、農地区分で申請地が市街地の区域内にある農地であることから第3種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

別添資料で、送付時には現地調査が出来ておりませんでしたので、日付が未記載となっておりますが、1月5日に実施しております。

次のページ、5条調査も同日に実施しております。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。
第8番辻委員、お願いします。

委 員 第8番、辻でございます
事務局からの説明どおりですが、●●●●氏は彦根に住まれており、管理が出来ないことから、行く行くは処分したい意向をお持ちですが、住宅を解体する際に、登記が農地のままになっていたことが判明したことから申請されたものです。
ご審議よろしくをお願いいたします

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これもちまして質疑を終結いたします。
これより議第2号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第2号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第2号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第3号 農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書の4ページをご覧ください。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による申請についてをご説明いたします。

案件は1件です。

高木●●●●番、●●●●番、登記地目 現況地目共に田、面積合計4,064㎡について、譲渡人●●●●氏から譲受人●●●●へ工事仮設ヤードにするため、賃貸借による一時転用申請があったものです。

転用理由につきましては、滋賀県南部土木事務所が発注した、近江八幡守山線道路法面復旧工事を受注した譲受人が工事を施行するにあたり工事仮設ヤードが必要となり、工事箇所に隣接する申請地が選定されました。

進入路、仮設ヤード部分につきましては、表土を剥ぎ、土木シートによる養生を行い、敷砂利の上に鉄板を敷き、施工されます。

雨水、排水につきましては、施工箇所が限定されるため、既存の排水路の構造変更はありません。なお、排水路と工事作業箇所が隣接しているため、排水路に影響が生じないように施工することを指導しております。

また、剥いだ表土と同じ高さの敷砂利を敷くため、農地が現状の嵩以上に造成されることはないため、隣接する農地への土砂の流入もありません。

土地所有者である岡田 勇氏は既に亡くなられており、申請地の相続手続きが行われておりません。そのため、戸籍謄本等にて相続人を確認し、相続人全員の同意を確認したうえで申請を受け付けております。

位置図は議案書11ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分で農業振興地域内にある農用区域内の農地のため原則転用できませんが、一時転用であるため、農地への復元を条件として、農林水産課からの同意も得ております。その他の項目についても記載のとおりです。

なお、本案件につきましては、3,000㎡を超える転用であることから、1月19日に開催される滋賀県の常設審議委員会での審議を受けた後の許可となります。

議長

この件につきましては、私の担当区域となりますので、説明させていただきます。内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。

現場は、令和3年8月の雨により、県道近江八幡守山線の法面が崩壊し、現在、仮復旧されていますが、今回、本復旧ということで施工業者である●●●●が一時転用申請し、工事を行うものです。

転用期間は、5月末日までで、この場所は、転作として周囲は麦が作付けされており、用水は必要ありません。

公共工事において発注者である行政が転用する場合は、協議のみとなっていますが、

請負業者が転用の場合は、同意の許可が必要なことから、許可申請がされました。
ご審議、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
25番井狩委員。

委 員 25番井狩です。
説明のとおり転作で麦が作付けされており、仮工事の段階で分かっていたのに、
なぜ作付け（転作）されたのか。県とどのような話がされていたのか。

事務局 南部土木事務所の発注工事で、●●●●からの申請があったのが令和4年12月
15日です。
事前協議は、地権者と県土木であったものと想定されますが、12月時点で認知
した案件ですので、農業委員会が作付けに関わっておりません。

委 員 物事を進めるためには、手続き、手順をきっちり整理する必要があります。
適切な執行を図るためには、事前に調整しておくことが必要である。

議 長 この件につきましては、事務局より土木に要望・意見があったことを伝えたいと
思います。
他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これもちまして質疑を終結いたします。
これより議第3号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第3号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第3号は、議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして、議第4号 農地利用集積計画についてを議題とします。
この案件につきましては、農業委員会法に関する法律第31条「議事参与の制限」
に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転
関係の方につきましてはご退席を、貸借関係の方につきましては、意見及び挙手さ
れないようにすることで進めます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書5ページをご覧ください。
議題4号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計37件、67筆、126,186㎡です。

所有権が移転されたのは、合計1件、3筆、8,157㎡です。

これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

なお、所有権移転につきましては、農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林水産 農林水産課の中川です。

課 所有権移転について、説明させていただきます。

所有権移転を受ける者は野洲市堤、●●●●で、所有権移転をする者は、野洲市吉川、●●●●氏。移転する土地は、野洲市吉川●●●●番、●●●●番、●●●●番で、面積は、2,172㎡, 2,289㎡, 3,696㎡の合計8,157㎡です。

所有権を移転する日は、令和5年1月30日、売買金額は、合計で800万円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件は、議案書のとおりでございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑がございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議第4号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第4号は、議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

続きまして、日程第4、報告案件に入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告します。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局長 議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてをご説明いたします。

案件は2件です。

1件目は。

野洲●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積270㎡。譲渡人●●●●氏から、譲受人●●●●へ資材置場として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書12ページになります。

2件目。

富波甲●●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積749㎡。譲渡人●●●●氏から、譲受人●●●●氏、●●●●氏へ軽量鉄骨住宅の敷地に転用するため届出があったものです。

位置図は議案書13ページになります。

議長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
これをもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和5年第1回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時04分